

特例承継計画の提出期限が迫る！

**事業承継税制（特例措置）を
つかえば、非上場株式等の
贈与税・相続税が100%猶予
されます。**

特例措置の適用を受けるためには、

令和5（2023）年3月31日までに

都道府県知事へ「特例承継計画」を提出する必要があります。

■特例措置の適用期間：令和9年（2027）年12月31日までの贈与・相続税

その効果は抜群ですが、
適用要件や
手続きが少し複雑…

ご安心ください。
事業承継税制のことは、

すべて **税理士** に！

